

モノづくり文化交流広場内行為に係る取扱要綱

(目的)

第1条 名古屋市が管理するモノづくり文化交流広場(以下、「広場」という。)における行為にかかる取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広場」とは、名古屋市港区金城ふ頭三丁目2番2の一部をいう。(別紙、「モノづくり交流広場エリア図」に示すとおり)

2 この要綱において、「一般利用」とは、第5条各号に該当しない場合で、一定の条件のもとで利用する行為をいう。

(供用月日及び供用時間)

第3条 広場の供用月日及び供用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 供用月日 1月2日から12月27日まで。ただし、毎週火曜日(その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その直後の祝日法による日でない日)を除く。

(2) 供用時間 午前9時から午後6時30分までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、供用時間を変更し、又は、供用月日以外の日に供用し、若しくは供用月日に供用しないものとするができる。

(広場利用の原則)

第4条 広場は、互いに譲り合って、利用することを原則とする。

(行為の制限及び禁止)

第5条 広場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること

(2) はり紙、はり札その他の方法によって広告を表示し、又は広告を散布すること

(3) たき火その他広場施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をすること

(4) 竹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物を採取すること

(5) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること

(6) 鳥獣の類を捕獲し、又は殺傷すること

(7) 立入を禁止されている区域に立ち入ること

(8) 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れ、又はとめおくこと

(9) 他人の遊戯を妨げるなど他人に迷惑となる行為をすること

(10) その他広場の管理上支障があると認められる行為をすること

(行為の取扱い)

第6条 広場内における一般利用の行為の取扱いは、別表第1のとおりとし、承認対象行為を行おうとする者は、市長の承認を得なければならない。

2 名古屋市と公有財産の使用契約等を締結した者は、その契約に定める使用目的の範囲内で行う行為は、行為の承認手続きを行わなくてもよいものとする。

(行為の承認)

第7条 別表第1に掲げる承認対象行為について、申請があったときは、次の各号及び別表第1の基準により審査するものとする。審査の結果その行為が広場の利用又は広場の効用を害しないものであると認められる場合には、承認（以下「行為承認」という。）をすることができる。

(1) 行為自体の審査

ア 風紀を乱すおそれのあるもの

イ 専ら、営業のため宣伝、販売等営利を目的とすること

ウ 近隣住民や他の広場利用者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

エ その行為の実施により事故の発生のおそれのあるもの

オ 広場施設を損傷又は汚損するおそれのあるもの

カ 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第7条の規程による暴力団の利益になると認められるもの

キ その他広場の管理に資料があると認められるもの

(2) 申請者の審査について、事故の発生又は広場施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合でないこと

(行為の承認手続)

第8条 別表第1に掲げる承認対象行為について、行為承認を受けようとする者は市長に、行為承認申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定による行為承認の申請は、当該行為を開始しようとする日の2週間前までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 第1項の申請があった場合において、市長が支障がないと認めた者に対して、行為承認証（第1号様式）を交付する。

4 前項の行為承認証を与える場合には、広場の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(承認事項の変更手続)

第9条 第8条第1項の規定により市長の行為承認を受けた者が、当該事項を変更しようとするときは、行為承認申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 第1項の申請があった場合においては前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(行為承認対象日)

第10条 行為承認の対象となる日は、必要最小限とする。

2 雨天の場合の予備日は、原則として認めないものとする。

(行為承認対象時間)

第11条 行為承認の対象となる時間は、原則として午前10時から午後4時までとする。

(承認の取消し等)

第12条 次のいずれかに該当する場合は、市長は第8条の行為承認を受けた者

に対し、その承認の取消し、又は使用時間等の変更を求めることができる。

- (1) 本市又は本市行政機関が行政又は公益上使用する場合で、止むを得ないと認められる場合
- (2) 国又は他の地方公共団体が行政又は公益上使用する場合で、止むを得ないと認められる場合
- (3) 非常災害のため緊急に使用する必要が生じた場合
- (4) 申請に虚偽があった場合
- (5) この要綱を逸脱する行為が確認された場合
- (6) その他市長が特に必要と判断した場合

(水道の使用)

第 13 条 行為承認に伴い水道を使用する場合には、広場に設置している趣旨に鑑み、必要最小限である場合に承認することができるものとする。ただし、大規模イベント等大量に使用する場合は、実費を徴収することができる。

(電気の使用)

第 14 条 行為承認に伴い電気を使用する場合は、原則として自ら電源を確保する場合に承認することができるものとする。

(火気の使用)

第 15 条 行為承認に伴い火気を使用する場合は、広場施設、広場利用者等に危険を及ぼす恐れのある行為でなく、かつ、火気の使用後及び使用後における処理体制並びに緊急時における体制が確立されている場合に承認することができるものとする。

(車両の乗り入れ)

第 16 条 行為承認に伴う車両の乗り入れをする場合は、次の各号に掲げるものについては必要最小限の範囲で承認することができるものとする。ただし、駐車場に駐車する場合を除く。

- (1) 当該行為に係る搬入又は搬出に伴う車両の乗り入れであること。
 - (2) 別表第 1 により車両の乗り入れを認める場合であること。
- 2 前項の場合であっても、次の各号に掲げるものについては、承認しないものとする。
- (1) 重量車等により広場施設の破損の恐れがあるもの
 - (2) 搬入車両、主催者、出演者、来賓者、行政公用車等の駐車場所として利用するもの
 - (3) 広場利用者等に安全上問題があるもの
 - (4) 広場管理上支障があるもの

(広告の取扱)

第 17 条 行為承認に伴う広告物（申請者が公衆に対して表示するものであって、看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲示し、又は表示したもののその他これらに類するものをいう。）を設置する場合は、次の各号に掲げるものすべてに該当する場合には承認することができるものとする。

- (1) 表示内容が次に掲げるものであること。

ア 当該行為の案内、紹介、大会名等許可承認に付随したものであること
イ 冠イベント、イベント協賛企業など個別企業名を表示する際には、他の表示内容と比較し不自然に大きなものにならないこと。

- (2) 広告物の表示が、行為承認の期間内であること。
 - (3) 行為承認の対象区域内において、広告物を表示していること。
 - (4) 行為承認の対象区域外から通常見えない状態で広告物を表示していること。ただし、イベントなど市民や参加者を会場内へ案内・誘導を目的としている場合は、対象区域外から見える広告物でも必要最小限のものを認めるものとする。
- 2 前項の場合であっても、次の各号に掲げるものについては、承認しないものとする。
- (1) 宗教的な主張であるもの
 - (2) 公序良俗に反しているもの
 - (3) 法令の規定に反しているもの
 - (4) 広告の形状及び設置場所が、広場の美観、安全、機能等に影響を与えるもの
 - (5) 前各号のほか広場又は広場施設の管理上支障を及ぼす恐れのあるもの

(権利の譲渡等の禁止)

第 18 条 第 8 条第 1 項若しくは第 9 条の行為承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることができない。

(原状回復)

第 19 条 広場を使用したものが、その使用を終えたときは、広場の清掃、後片付けを行うなどにより、広場を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第 20 条 広場を使用したものが、その使用にあたって広場およびその周辺の工作物を損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 広場の使用にあたって、広場を使用した者と第三者との間に生じた紛争は、当事者間において責任を持って解決しなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

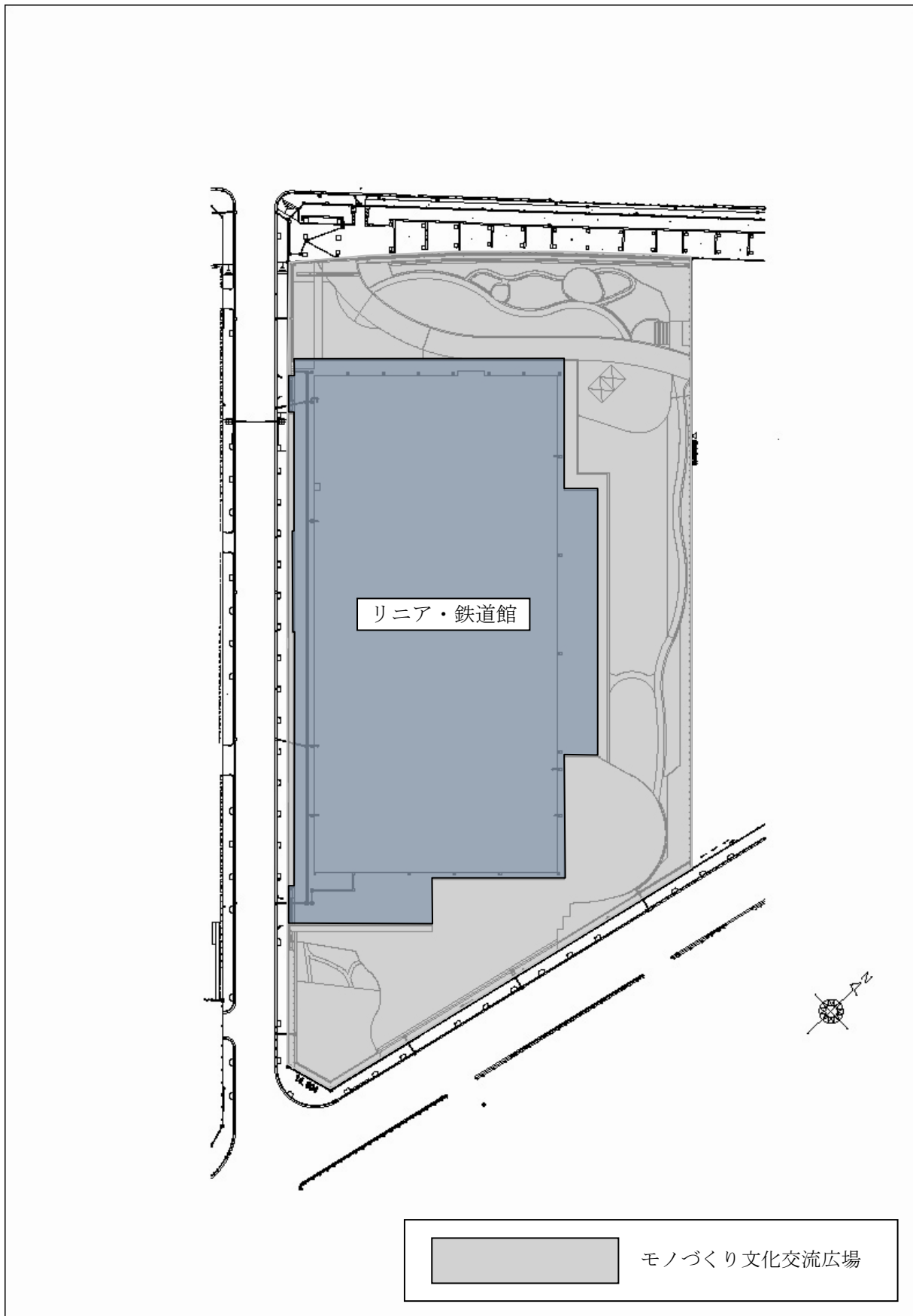
附 則

- 2 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

モノづくり文化交流広場エリア図



第 1 号様式(第 8 条第 1 項及び第 3 項、第 9 条)

モノづくり文化交流広場内行為承認申請書
(新規・変更)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所
フリガナ
氏名
生年月日

(団体の場合は、所在地、名称並びに)
代表者の氏名及び生年月日

電話番号

モノづくり文化交流広場内において、次の行為をしたいので承認を申請します。

行為の目的

行為の内容

使用する面積

使用の期間

復旧方法

その他

モノづくり文化交流広場内行為承認証

第 号

上記の申請について、次のとおり承認します。

年 月 日

印

条件

注 暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、既になした使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じます。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

承認条件

- 第1条 使用にあたっては、市長の指示がある場合は、それに従うこと。
また、使用当日は、係員を派遣し、参加者その他の整理に特に注意すること。
- 第2条 使用者は、広場使用にあたって広場施設物件及び樹木等に損害を与えないよう最善の注意を払い、万一損害を与えた場合は実費を弁償し、又は現物を補償すること。
- 第3条 騒音をたてて近隣住民に迷惑を掛けることのないように注意すること。また、音楽演奏及びコーラスについては、近隣住民の迷惑にならない程度の音量で極力落として行うこと。
- 第4条 使用期間中は、広場利用者に危害を与えないように注意すること。
- 第5条 行為準備用及び行事の一部となるもの（市長の承諾を得たものに限る。）を除き、広場敷地内に車を乗り入れ、又は、止めおいてはならない。
- 第6条 使用にあたっては、関係官公署との連絡調整に十分意を尽くすこと。
- 第7条 行事は、専ら営業のための宣伝・販売等営利を目的とするものでないこと。
また、第三者による出店、事故等のないよう万全を期し、万一不祥事発生の際には、被許可者の責任において一切を解決するものとする。
- 第8条 仮設物は、被許可者において準備し、行事終了後すみやかに撤去するとともに清掃を十分に行うこと。また、ゴミは持ち帰ること。